



あなたの暮らしや
 権利をまもる

成年後見制度

契約をむすぶとき、ものを買うとき、
 大丈夫かな?と不安になることはありませんか?
 家庭裁判所から選ばれた**後見人**などが、
 あなたの意思を尊重し、お金や権利をまもり、
 あなたが“あなたらしい生活”を送れるお手伝いをします。



どんなことをしてもらえるの?

福祉や介護の
 サービスを使う
 手続きのお手伝い

入院や施設に入る
 手続きのお手伝い

保険料や税金の
 お支払いのお手伝い

預貯金を
 管理するお手伝い

よくわからずに
 むすんでしまった
 契約の取り消し

後見人はどうやって選ばれるの?

任意後見人(にんいこうけんにん)

将来に備えて、ご本人が選び契約をむすびます。

お問い合わせ
 錦糸町公証役場
 ☎3631-8490

法定後見人(ほうていこうけんにん)

ご本人やご家族などの申し立てで家庭裁判所が選びます。

手続きのお問い合わせ
 東京家庭裁判所「後見センター」
 ☎3502-5359 FAX3591-3964

制度について
 相談したい
 ときは

もっと制度について知りたい、いろいろと相談したい方は
権利擁護センター「あんしん江東」にご連絡ください。

あなたや、あなたを支える人たちのお手伝いをしています。

【お問い合わせ】権利擁護センター「あんしん江東」☎3647-1710 FAX5683-1570

- ▶ 成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方を対象とした制度です。
- ▶ 権利擁護センター「あんしん江東」は、自ら支援を求めたり、支援の必要性を認識することが難しい方を早期に発見し、適切に支援していくための成年後見制度推進機関です。また、区とともに地域の支援ネットワークの中核機関を担い、本人や支援者をサポートし、一層の制度普及を図ります。

【制度について】



◀区ホームページ

今号の
 主な内容

[2面] 第3回つながるKOTOタウンミーティング 10/25(水) [3面] 令和6年度幼稚園 園児募集 区立幼稚園申込
 受付開始 10/13(金)～ [7面] 江東区育児休業代替任期付職員(事務・福祉(保育士))募集

掲載している情報は9月22日時点のものです。最新の情報はお問い合わせください。